

平成26年 第12回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年7月24日（木）午前9時58分

場 所：教育委員会室

平成26年7月24日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第46号議案から第81号議案まで

平成27年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

第82号議案

平成27年度使用都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第83号議案

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員の任命又は委嘱について

第84号議案

東京都公立学校長の任命について

第85号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	遠藤 勝裕
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	教育監	高野 敬三
	総務部長	堤 雅史
	都立学校教育部長	早川 剛生
	地域教育支援部長	前田 哲
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	加藤 裕之
	福利厚生部長	高畑 崇久
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	松川 桂子
	全国高校総体推進担当部長	鯨岡 廣隆
	人事企画担当部長	粉川 貴司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第12回定例会を開会いたします。

まず取材・傍聴関係でございます。取材は、毎日新聞外2社、合計3社からの申込み、傍聴者は合計13名からの申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

なお、冒頭撮りはございません。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会定例会において、これまで議事を妨害する行為に対して、東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を発出してきたところでありますが、こうした事態が生じたことは誠に遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い、退場命令を受けた者に対しては厳正に対処し、必要に応じて法的措置をとらせていただきますので、この点について御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席しないと行った行為や、速やかに退室しないと行った行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となりますので、この点につきましても御承知おきください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回平成26年6月26日開催の第10回定例会会議録は、先日本配りいたしましたので御覧いただいたと存じます。よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第10回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回平成26年7月10日開催の第11回定例会会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第83号議案から第85号議案及び報告事項（1）につきましては人事等に関する案件でありますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましてはそのように取扱いをさせていただきます。

議 案

第46号議案から第81号議案まで

平成27年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

第82号議案

平成27年度使用都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

【委員長】 第46号議案から第81号議案まで、平成27年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、並びに第82号議案、平成27年度使用都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について、説明を指導部長、よろしくをお願いします。

【指導部長】 平成26年6月30日に開催されました第3回東京都教科用図書選定審議会の答申につきましては、7月10日の教育委員会で報告をさせていただいたところでございます。本日は、その答申を受けました平成27年度使用教科書採択についてに基づきまして、都立特別支援学校の小学部及び中学部、都立中学校及び中等教育学校（前期課程）で平成27年度に使用する教科書の採択につきまして、御審議をお願いします。

るものでございます。

採択に先立ちまして、採択方法の御確認をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、審議を進めていきたいと存じます。

まず、平成27年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択方法について確認をしたいと存じます。

小学部で使用する文部科学省検定済教科書に関しましては、今年度は採択替えとなります。採択に当たっては、無償措置法第13条第5項により、文部科学大臣から送付される教科書目録に登載された教科書のうちから行うこととなりますが、文部科学省の指導もあり、事務局があらかじめ採択すべき教科書の候補を1種又は数種に限定する、いわゆる絞り込みを行ってはいけないことにされております。

したがいまして、議案の採決方法につきましては、東京都教育委員会会議規則第25条第1項により、三つの学校種別に分けて、種目ごとに文部科学省検定済教科書の中から、各委員が採択すべきと考える教科書が無記名で投票していただき、多数決で決定したいと存じます。なお、可否同数、つまり、3対3となりました場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第3項に基づき、委員長であります私が最終的に決定することになっておりますので、そのようにさせていただきます。

なお、本日は採択に至るまで全て投票で行いますので、その旨御承知おきいただきたいと存じます。採択の結果は、事務局で整理いたしまして、最後に再度御確認いただくこととなります。

各委員の皆様には、一定の時間の中で効果的に議案の審議を進めていくため、教科書採択資料と教科書調査研究資料が7月10日の教育委員会で事務局から事前にお渡ししております。また、小学校用教科書見本につきましてもあらかじめ各委員の皆様には御覧いただけているかと思えます。各種資料等を参考にして、採択する教科書を十分御検討いただき、各自御意見を整理いただいているものと考えております。

以上のおりの方法で小学部で使用する文部科学省検定済教科書を採択したいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、そのよう

にさせていただきます。

次に、都立特別支援学校の中学部で使用します文部科学省検定済教科書につきましては、法令の規定に基づき、平成27年度まで同一の教科書を採択することになっておりますので、採択案に記載の教科書を一括して採択したいと存じます。

また、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書や学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）につきましても、例年どおり採択資料に記載の教科書を一括して採択したいと思いますのですが、そういうやり方でよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取扱いをいたします。

続きまして、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択につきましては、都立特別支援学校の中学部と同様に、平成27年度まで同一の教科書を採択することになっておりますので、採択案に記載の教科書を一括して採択したいと思いますのですが、これでよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、第46号議案から第81号議案まで、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択について審議を行いたいと思います。説明を指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 それでは、第46号議案から第81号議案資料を御覧ください。

まず、議案資料の1の文部科学省検定済教科書の採択についてでございます。表中の議案番号、第46号～第78号のところを御覧いただければと思います。都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択替えについてでございます。

実際に教科書を使用する子供の実態によりまして、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由・病弱特別支援学校の三つに分けましたので、これらの学校種別ごとに適した教科書の採択を行っていただきます。

議案資料の5ページ目を御覧いただけますでしょうか。採択に当たりましては、別紙、文部科学省検定済教科書発行者一覧に記載された発行者の中から学校種別、教科ごとに1種の教科書の採択を行っていただくことになります。

裏面の6ページを御覧ください。議案番号の内訳でございます。第46号議案から第

56号議案までが視覚障害特別支援学校、第57号議案から第67号議案が聴覚障害特別支援学校、第68号議案から第78号議案が肢体不自由・病弱特別支援学校の議案となっております。

なお、表の下の注2に記載しておりますとおり、視覚障害特別支援学校におきましては、点字教科書が出版される教科、国語・社会・算数・理科・音楽・家庭・保健でございますけれども、これらの教科につきましては、点字教科書の原典となる教科書を採択することになります。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、第46号議案から第78号議案、都立特別支援学校の小学部で使用いたします文部科学省検定済教科書の採択について、先ほど確認並びにただいま説明のありましたとおり、三つの学校種別に分けて、教科ごとに無記名投票を行った上で採択をしたいと思います。今から第46号議案から第78号議案の投票用紙の配布をいたしますので、よろしく申し上げます。

(投票用紙配布)

【委員長】 投票用紙はよろしゅうございましょうか。御確認をいただきたいと思っております。3種類あります。最初が視覚障害特別支援学校（小学部）と校種名が記載してあります。2番目は聴覚障害特別支援学校（小学部）、3番目は肢体不自由・病弱特別支援学校（小学部）という記述がなされていますが、順序はよろしゅうございましょうか。

それでは、この順序に従って御記入をお願いいたします。くれぐれもお間違いのないようお願いいたします。

御記入はお済みでしょうか。回収させていただいてよろしゅうございましょうか。それでは回収いたします。申し上げます。

(投票用紙回収)

【委員長】 ただいま御記入いただきました第46号議案から第78号議案、都立特別支援学校の小学部で使用いたします文部科学省検定済教科書ですが、この結果

について集計をいたしますので、この間、その他の教科書採択について審議を進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。

引き続き、第79号議案から第81号議案まで、平成27年度都立特別支援学校で使用する教科書の採択についてであります。説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 それでは、第79号議案について御説明をいたします。

議案資料の1ページの表中、第79号議案に示しております都立特別支援学校の中学部の採択についてでございます。

資料の7ページをお開き願います。平成27年度に都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書でございます。義務教育諸学校の教科書につきましては、教科書の無償措置法によりまして、4年間同一の教科書を使用することが定められております。中学部用の教科書につきましては平成23年度に採択替えを行っておりますので、平成24年度から4年間、平成27年度まで、同一の教科書を使用することになります。

したがって、平成27年度使用教科書は、平成26年度、今年度使用している教科書と同一の教科書を採択することになります。平成26年度に使用しております中学部の教科書でございますけれども、9ページに別紙、平成26年度使用都立特別支援学校（中学部）文部科学省検定済教科書採択一覧に記載のとおりでございます。

続きまして、第80号議案でございます。11ページを御覧いただけますでしょうか。

第80号議案、平成27年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書でございます。これにつきましては13ページの別紙、平成27年度使用都立特別支援学校用（小学部・中学部）文部科学省著作教科書一覧のとおり採択するものでございまして、この議案資料の13ページから19ページまでに著作教科書の一覧がまとめてございます。

続きまして、第81号議案についてでございます。議案資料の21ページを御覧ください。

第81号議案、平成27年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する一般図書につきましては、23ページの別紙、平成27年度使用都立特別支援学校用（小学部・

中学部) 附則第9条図書一覧に基づき採択するものでございまして、これにつきましては23ページから53ページまでが附則第9条の図書一覧になります。

説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいま説明がありました件につきまして審議をいたします。

まず、第79号議案です。都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書についてであります。ただいま説明がありましたように、中学部で使用する文部科学省検定済教科書については、平成26年度使用教科書と同一の教科書を平成27年度まで使用することになっております。その一覧表が9ページに出ておりますが、この審議会答申のとおり、一括して採択したいと思っております。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、9ページのとおり、一括して採択をさせていただきます。

引き続きまして、第80号議案です。文部科学省著作教科書についての審議であります。審議会答申の平成27年度使用特別支援学校用(小学部・中学部)文部科学省著作教科書一覧のとおり、13ページから19ページまでに記載してありますが、一括で採択したいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

次が第81号議案でございます。学校教育法附則第9条の規定による教科書(一般図書)につきましてはの審議であります。審議会答申の平成27年度使用都立特別支援学校用(小学部・中学部)附則第9条図書一覧が23ページから53ページまで記載しておりますが、これも一括で採択してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、審議会の答申のとおり採択をさせていただきます。ありがとうございます。

引き続きまして第82号議案です。平成27年度使用都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)用教科書の採択について、説明を指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第82号議案資料を御覧いただければと思います。平成27年度使用都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)用教科書の採択についてでございます。

第82号議案資料の3ページを御覧いただけますでしょうか。第82号議案、平成27年度に都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用いたします文部科学省検定済教科書につきましては、先ほど都立特別支援学校の中学部の際に御説明しましたとおり、教科書の無償措置法で4年間同一の教科書を使用することが定められております。したがって、平成26年度、今年度使用している教科書と同一の教科書を採択するものでございます。議案資料の5ページ、裏面の6ページの2ページにわたって、今年度、平成26年度に都立中学校等で使用しております文部科学省の検定済教科書につきまして一覧として記載しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。第82号議案、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書についての審議です。中学校等において使用する教科書については、事務局から説明がありましたように、平成26年度使用教科書と同一の教科書を平成27年度まで使用することになっております。5ページと6ページに発行者と教科書の名前が記載してあります。一括してこれを採択したいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件につきましても、審議会の答申のとおり採択をさせていただきます。

これで都立特別支援学校の小学部及び中学部並びに都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用いたします教科書の議案の審議が全て終了いたしました。

先ほどの都立特別支援学校の小学部で使用する教科書の投票結果につきましては、準備ができたようですので、投票結果の一覧表をお配りしたいと存じます。配布をしてください。

第46号議案から第78号議案まで、平成27年度使用都立特別支援学校小学部用教科書の採択についてであります。投票の結果につきまして、説明を指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 第46号議案から第78号議案、都立特別支援学校小学部につきまして御説明いたします。

先ほど投票していただきました結果を整理いたしまして一覧にまとめております。

まず、第46号議案から第56号議案までの視覚障害特別支援学校のうち、第52号議

案、生活以外の教科につきましては、委員の意見は一致しております。

第57号議案から第67号議案までの聴覚障害特別支援学校のうち、委員の意見が一致しなかった教科は、第57号議案の国語、第58号議案の書写、第62号議案の理科、第63号議案の生活となっております。それ以外の7教科につきましては、委員の意見は一致しております。

第68号議案から第78号議案までの肢体不自由・病弱特別支援学校のうち、委員の意見が一致しなかった教科は、第69号議案の書写、第73号議案の理科、第74号議案の生活、第76号議案の図画工作、第77号議案の家庭でございます。それ以外の6教科につきましては、委員の意見は一致しております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。以上の説明のとおり、委員全員の意見が一致していない件がございますので、これについて一つ一つお諮りをしたいと存じます。

まず、視覚障害特別支援学校の第52号議案、生活です。大日本が5、東書が1でございますので、多数決によりまして大日本とすることよろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 ——

次に、聴覚障害特別支援学校に参ります。4件につき全員の意見が一致しておりませんので、一つずつやってまいります。

第57号議案、国語、光村が5、東書が1であります。光村でよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

次は、第58号議案、書写、三省堂5、東書1であります。三省堂でよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

次は、第62号議案、理科、東書5、啓林館1でありますので、東書で決定させていただいてよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

次は、第63号議案、生活であります。学図が5、東書1ですので、学図になりますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

最後の肢体不自由・病弱特別支援学校へ参ります。

第69号議案、書写であります。三省堂が5、教出が1でありますので、三省堂で

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

第73号議案、理科であります。教出が5、啓林館が1でありますので、教出になりますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

第74号議案、生活です。東書が5、日文が1でありますので、東書になります。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

第76号議案、図画工作、開隆堂が5、日文が1でありますので、開隆堂になりますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

第77号議案、家庭であります。東書が5、開隆堂が1でありますので、東書になりますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

以上、全て決定したことになります。採択の理由につきましては、事務局において整理していただきまして、各委員に確認をした上で最終的に取りまとめ、速やかに公表していただくことよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、そのようにお願いいたします。

これで平成27年度使用の都立特別支援学校の小学部及び中学部並びに都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書につきましては、以上のとおり採択したことにさせていただきます。ありがとうございました。

参 考 日 程

（1）教育委員会定例会の開催

8月28日（木）午前9時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 8月第2木曜日の14日につきましては案件がございませんので、次回定例会は8月28日木曜日、午前9時から教育委員会室で開催いたします。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの報告のとおり、8月14日は現在のところ議題等はない模様でありますので、この場で8月14日の教育委員会は開催しないことに決定してよろし

ゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。

なお、8月の定例会は、今説明がありましたように、8月28日であります、午前9時からとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

日程以外の発言

【委員長】 そのほか何かございませんか。よろしゅうございますか。

【竹花委員】 私の勤務しております東京ビッグサイトが東京都と共催をいたしまして、8月11日に東京ビッグサイトで「STAND UP SUMMIT 2014」と銘打ちまして、東北の被災地の中・高・大学生の子供たち150名に来ていただいて、東京都の中・高・大学生を150名、日本に居住している外国の主に子供たち約50名に参加をしていただいて、復興とは何か、復興で担う若者の役割は何なのかということについて、ディベートをする機会を設けます。東京都教育委員会においても、東京都から参加をする中・高校生について御協力をいただきまして、参加をさせる方向で決まっております。

このイベントでありますけれども、東京都を含めて被災地東北を支援していこう、復興のための支援をしていこうという方針を持っているわけでございますが、東京ビッグサイトとしてもこれに呼応して、子供たちを育てるという観点で一肌脱ごうということで行うイベントでございます。午前中から東北の佐藤真海さんというパラリンピックの選手のお話を聞きますし、午後は三國フレンチシェフ、あるいは13歳のピアニストの方、今、福島で活躍しておりますロボットを作っておられる大学の先生、非常に革新的な画家の方々、東京大学で日本文学を教えておられますロバート・キャンベル先生にも来ていただいて、午後からは分科会、その分科会に参加した子供たちを代表する者たちが集まって大人たちとの議論を繰り広げるディベートを行います。教育委員会の皆さん方にも協力をいただいておりますけれども、御参加をくださればありがたいということで御紹介を申し上げる次第でございます。

8月11日でございます。東京ビッグサイトのホームページに詳しくは出ております

ので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございました。教育庁では特にどこかが所掌することはないのですね。分かりました。

ディベートもやるのですか。

【竹花委員】 ディベートをしてもらおうと思います。それをキャンベル先生がまとめます。どんな話になるかは全くわかりませんが、東京の子供たちにも、非常に厳しい状況の中において、いろいろ苦勞もし、しかし、また助けられもし、頑張ろうとしている子供たちから、東京の子供たちにも学んでほしいという思いもありまして、いずれ若い人たちが次代をつくっていくわけですので、そういう若い人たちのサポートをする大人も結構いるのだということを、子供たちにも分かってもらいたいと思って企画したものでございます。

1回限りでは終わらせるつもりはありません。できましたらオリンピックまで毎年一度、8月11日、これは3月11日の月命日ではありますがけれども、今年御協力いただく予定の大人たち以外の様々な大人の人たちに参加をしていただいて、子供たちとともに国の将来について語ってもらおうというものにいたしたい。また、東北大震災については多くの外国の人たちに支援を受けてきた国であります。そうしたことについて、将来、子供たちがこんなに育ってきていることをまた世界の方々にも伝えたい思いもございます。外国の子供たちを今年は50人でありますけれども、参加をしていただくことにしたのはそういうこともございます。いずれ日本という国が被災したことについて、これを一つのチャンスにしてまた立ち上がろうとしているのだということを、外国の人たちも含めて多くの人たちが実感をするというイベントにしたいと思っておりますので、どうぞ一つ御支援をお願いいたしたいと存じます。ありがとうございました。

【委員長】 情報をありがとうございました。

それでは、ほかにございませんでしたら、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前10時40分)